

〇〇取扱契約書（例）

仙台市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、下記の条項に基づき、〇〇板（以下「△△」という。）に係る広告等の掲出等について、次のとおり広告取扱契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、契約書記載の甲が行う広告事業において、乙が所有する△△を甲の施設（若林区役所1階ロビーにおいて甲が指定した場所）に設置し、△△に係る広告等の掲出等に必要業務（以下「取扱事務」という。）を行うものとする。

2 甲および乙は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 乙は、広告の掲出等にあたっては、仙台市広告掲載要綱、仙台市広告掲載基準等に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（広告の掲出）

第2条 乙は、広告を掲出しようとするときは、当該広告の見本又は図面を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、広告掲出の可否を決定したときは、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は非承認の決定をしても、その理由を明示する義務を負わないものとする。

3 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。

（広告の責任の所在）

第3条 広告掲出承認後、△△に掲出された広告物及び広告内容についての一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証することとする。

（△△に係る掲出及び撤去）

第4条 △△及び△△に係る広告等の掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の掲出及び撤去を行おうとするときは、事前に甲に対して申し出をし、その承認を得なければならない。

（行政情報の更新について）

第5条 △△に係る行政情報については、1年に1回は更新を行うこととする（甲から不要の申し出がなされた場合は、この限りではない）。また、行政運営上急を要する等の理由で情報の更新や修正が必要となる場合については、乙は甲からの申し出に対して速やかに応じるとともに、更新等の作業終了後には甲に報告を行う。

2 前項の更新等に不備及び不具合がある場合には、乙は直ちに甲への報告及び必要な対応を行うものとする。

3 前2項の更新等に要する費用は乙の負担とする。

（広告掲載料）

第6条 乙は、甲に対し、広告掲載料として下記に示すとおり納入する。

期間	広告掲載料
令和4年●月●日から令和5年●月●日まで	
令和5年●月●日から令和6年●月●日まで	
令和6年●月●日から令和7年●月●日まで	
令和7年●月●日から令和8年●月●日まで	
令和8年●月●日から令和9年●月●日まで	

2 乙は、前項に定める広告掲載料を甲が指定する期日までに、甲の発行する納付書により納入しなければならない。なお、消費税及び地方消費税率が変わった場合には、これに従う。

3 前項の支払期限までに納付がないとき、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。なお、この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第

1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

4 前項の場合において、計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 広告掲載料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

(維持管理)

第7条 △△についての維持管理（消耗品の供給を含む。）は乙が行う。

2 前項の維持管理に要する費用並びに電気料は乙が負担し、電気料については甲が指定する期日までに、甲の発行する納付書により納入しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、又はこの契約を履行する見込がなく、当該事由の是正を求める甲からの申し出があった日から30日が経過しても、当該事由が解消されないとき

(2) 乙が著しく社会的信用を失墜したとき

2 甲は、前項の規定によって本契約を解除したことで生じる損害について、その損害の賠償を乙に請求することができる。

3 乙は第1項の規定によって本契約が解除となった場合において、第三者に対して損害を与え、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

4 乙は、甲の承認を得た場合に限り、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除しようとする日から起算して4箇月前までに書面により解約理由を付して甲に申し出なければならない。

(原状回復)

第9条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、その日から5日以内に広告物を撤去し、原状回復しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって原状回復したときは、乙は、これに要した費用を支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、広告物及び広告内容、その他取扱事務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、取扱事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(契約期間)

第13条 この契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(協議事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市
仙台市長 郡 和子

乙